

スエーデン農業政策の周邊

石 黒 重 明

一

第二次大戰に參戰はしなかつたといえ、スエーデンの農業は、戦時の外國貿易（特に農用資材輸入）の杜絶、勞力不足等によつて窮境に立たされた。従つて大戰の終結と共に、他の歐洲諸國と同様に、計画的な農業政策による、農業問題の解決が、この國でも要求されるに至つた。既に一九四二年大戰下の諸問題の解決のために設置されていた農業委員會（The Agricultural Committee of 1942）は、大戰の終了と共にその力を戦後農業政策の樹立にそそぎ、四年の經驗を基礎として、一九四六年には長期的農業政策の目標と諸方策に關する報告書が提出された。この報告書の内容は一九四七年に立法化されたが、概略は以下の如きものであるという。

この立法は先ず以下の諸點の確認に基ずいている。

- (1) スエーデンは、必要分を自給しうるに足るだけの食糧を生産することが望ましい。

- (2) スエーデン農業は、世界市場においても國內市場においても、他の諸國の農業と競争することは出来ない。
- (3) スエーデンの農場の大部分は、餘りにも小規模且つ非能率なため、如何に適當な經濟政策がとられようと農場家族に十分な生活を保證するに足るほど生産的でありえない。かかる事實の上に立つて一九四七年に立法化された農業政策は要約して次の如き内容を持つ。

一、農業生産（量）は國內需要の九〇％以上で、且つ輸出を必要とせざる程度の水準に維持されねばならない。

二、農業の合理化は、「經濟的な經營を可能ならしめるに十分な規模を持つ農場の創設という方向に推進されねばならない。政府はこのために一定の優先的土地買取權を持たねばならず、又過渡期においては「經濟的ならざる」規模の農場の家族に對して特に援助がなされるべきである。

三、農業における所得目標は、他の群の所得に相應していなければならぬ。この場合農業の側では二五乃至五〇エーカーの所謂「典型的」な農業に主として比較の基準がおかれる。

四、この所得目標を達成するためにとらるべき主要な方策は、農場の適正規模化及び技術的進歩の普及を含めた「合理化」による生産効率の上昇である。

以上に要約された政策の實施のために、一九四八年七月に中央及び地方に新しい機關が設立されたというが、その組織内容は明らかでない。ただ地方においては農民に相當大きな發言權が

與えられていると云われる。

此處では Foreign Agriculture. Dec. 1949 に掲載されている大要以上の如き記述 (Sweden's Agricultural Policy — Some Broad Aspects—, by Karen J. Friedmann. 一九三〇年代より現在までを戦前・戦時・戦後に分けて、農業政策の推移を簡潔に示したもの)、以上にスウェーデンの戦後農業政策のより詳細な内容とその進行状況について觸れることをせずに、以下で他の一、二の文獻から、農業政策の場としてのスウェーデンの國民經濟との關係、及び農業政策の對象としての農民層のあり方、についで二、三の側面を考察して見た。

二

此處で農業と國民經濟との關係と云つても、それはスウェーデンの戦後經濟復興計畫を通しての考察であり、しかもそれについても具體的内容を詳細に知ることは出来ないが、ERPの一部として各國別に經濟復興計畫大綱を提出したものによつてその大要は窺ひ知る事が出来る。(“The Long Term Programme of Sweden”, in Interim Report on the European Recovery Programme; Organisation for European Economic Co-operation, Volume II. Dec. 1948. pp. 775—812. の中で産業諸部門が統一された形で計畫に含まれているとは必ずしも云い得ないが、問題の所在は窺い得よう)。

一九四七年の現状を基礎とし一九五二—三年度を目標年度とす

第1表 國際收支：1947年及び1952/53年

(單位：百萬弗)

	1947	1952/3(47 年價格で)	國際收支 の改善	
輸入(f.o.b.)	— 1,279	— 1,183	+	96
輸出	+ 900	+ 1,127	+	227
貿易勘定	— 379	— 56	+	323
運輸	— 8	+ 41	+	49
其他	— 13	+ 15	+	28
貿易外勘定	— 21	+ 56	+	77
國際收支	— 400	± 0	+	400

(Long-Term Programme of Sweden; p.797)

るこの「スウェーデンの長期計畫」は、その本来の性格上、國際收支を中心に記述してあるが、ここでは國內問題としての要點のみを簡単に觸れたい。(従つて、戦後の歐洲において極めて重要な意味を持つ國際收支問題には必要な限りで觸れるに止めた。)スウェーデン經濟の中心問題は此處では國際收支の不均衡とされることは他の歐洲諸國と同様である。現在の世界的な双務貿易の傾向が從來多角的であつたスウェーデンの貿易に極めて大きい打撃を與えたこと、従つて相手國を問わぬ單なる輸出増では問題(特にドル不足)

の解決にならぬこと、等々の事情についてには省略するとすれば、問題は基本的にはやはり貿易収支が赤字であることにある。これには、輸出を増加するか又は輸入を削減するかによつて對處せざるを得ない。そしてスウェーデンは一九四七年の輸入量をスウェーデンの生産活動を發展的たらしめるに必要な

第2表 輸出入計畫：1947年及び1952/53年（單位百萬弗）

	輸 出 (c.i.f.) (含 再 輸 出)		輸 入 (f.o.b.)	
	1947	1952/53	1947	1952/53
I 農 業 生 産 物	31.4	31.4	230.1	232.5
農 業 生 産 物	—	—	13.2	0
農 業 生 産 物	—	—	6.4	8.3
農 業 生 産 物	—	—	28.1	48.1
農 業 生 産 物	—	—	9.8	19.8
農 業 生 産 物	—	—	159.5	143.2
農 業 生 産 物	—	—	13.1	13.1
II 石 油	0.1	0.1	107.1	154.3
III 石 油	0.8	0.8	91.5	91.5
IV 石 油	113.7	209.5	172.8	124.1
V 石 油	158.6	223.6	227.0	214.2
VI 石 油	10.7	13.0	244.0	175.8
VII 石 油	584.7	648.8	377.7	349.3
内 肥 料	—	—	15.1	21.1
計	476.7	530.8	—	—
	900.0	1,127.2	1,450.4	1,341.8

(Long-Term Programme of Sweden, p. 803~805 Appendix I, II, より。)

最低限に近いものとして、主として輸出増によつてこれを解決しようとするもののである。即ち此處での問題は第一表に示す如く、一九四七年、貿易勘定マイナス三七九百万弗、貿易外勘定

マイナス二百一十萬弗計四〇〇百萬弗の支拂超過を零にすることであり、それを一九五二―三年度には、輸出増二二七百萬弗、輸入減九六百萬弗で入超五六百萬弗、之に對し貿易外勘定が七七百萬弗増でプラス五六百萬弗、で收支のバランスをとうろくというわけである。この場合農業が如何なる位置を占めるかを輸出入計畫表から見れば（第二表）、輸出において増減なく（しかも、總輸出價額のわずか三・五％）輸入において二・四百萬弗の増、これに肥料輸入増六百萬弗を加算すれば八・四百萬弗の輸入増をすら示している。従つて、此處では農業は直接に國際收支のバランスに寄與するものとしてはあらわれていない。とすれば、國民經濟における農業の位置は、より國內的な側面で考えられねばなるまい。（本稿では、第二表で極めて大きな比重を占めている林業については全く觸れ得ないことを御詫ひせねばなるまい。）

スエーデンの長期計畫が、單純に國際收支のバランスをのみ問題とするものではないことは當然である。經濟計畫の基本的目標は、經濟發展の基礎條件を確立し、消費水準を向上させることにあるからである。國際收支のバランスは、この限りでは副次的なものにすぎぬと云えよう。スエーデンの長期計畫のかかる内容を表現する國民經濟バランスシートは、次表に示す如くである（第三表）。此處で注目すべきことは、七・四％の輸入減、一五・二％の輸出増にも拘わらず、國內消費には八・九％の増加を見込んでいることである。（更に投資額も、二・三％という僅かな減少を見込んでいるにすぎない。）

第3表 國民經濟バランス：1947年及び1952/53年

〔單位：百萬弗（1947年價格）〕

	1947	1952/3	變化率 (%)		1947	1952/3	變化率 (%)
國內總生産	6,769	7,445	+ 10.0	輸出(f.o.b)	900	1,127	+ 25.2
輸入(f.o.b)	1,278	1,183	- 7.4	貿易外 収支(f.o.b)	- 21	56	-
物財及用役 總供給額	8,047	8,628	+ 7.2	投資 ⁽¹⁾	1,863	1,820	- 2.3
				消費	5,166	5,625	+ 8.9
				物財及用役 總需要額 ⁽²⁾	7,908	8,628	+ 9.1
				ストック 増加	139	-	-
				物財及用役 總供給額	8,047	8,628	+ 7.2

(1) ストック増加を含まず。

(2) 輸出、貿易外収支、投資、消費の小計。

("The Long-Term Programme of Sweden", p. 802)

かかる計畫の成否は一つには一〇%増と見込まれている生産増にかかっている。農業も亦これに對應して次のような生産計畫を持つもののである。

農業の生産計畫については本文中の記述の他に、末尾にも表として示されているが、兩者は必ずしも一致しない。従つてこの具體的な内容を問題にするならばより詳細な検討が必要となるが、此處では本文の記述によつてその大要を示すに止めた。

それは、肥料の増投、品種改良、除草等々によつて収量の八・五%増を耕種部門について見込んで居り、更に畜産物の生産増も期待されているという。即ち具體的には、一九五二―三年度には(1)パン用穀物は自給し、(2)バター生産量は一〇萬屯（脂肪消費量の三分の二）、(3)油料作物は一・五乃至二萬屯のマーガリン及び三萬屯のオイル・ケーキを製造するに足る量を生産し、(4)砂糖の國內生産は、國內消費三七・五萬屯に對して三〇萬屯に増加し、(5)國內飼料を基礎とする肉類生産は、必要量推定三五・五萬屯に對して二八・五萬屯に増加する（内、豚肉は必要量約一七・五萬屯に對し生産量一五萬屯）。即ちスウェーデン農業は長期經濟計畫のバランスシートを素材的に完成するために、その總生産量を増加（耕種部内で約八・五%と云われる）する義務を負わされていると云えよう。そしてかかる生産増加のためには、肥料増投、畜産の育成等が計られていることは、本文の記述をまつまでもなく、輸入計畫（第二表）の細目を見れば明瞭であらう。耕地擴張による方法は觸れられていないから、此處では生産量の増大を、耕地

の外延的な擴張によつてではなくして、いわば投下資本の増大によつて達成しようとするかの如くである。とすれば「他の條件にして等しき限り」生産費は遞増せざるを得まい。

ここで「長期計畫」の内包する今一つの條件が顧みられなければならない。というのは、スウェーデンの長期計畫の主要な一つの柱が、國民經濟の安定的均衡狀態の達成（従つて價格體系の安定、所得の安定）に置かれているからである。若し農産物價格が上昇し生活費が上昇して行くとすれば、所得安定政策は重大な脅威を感じざるを得ない。又生活費の上昇は、計畫の重要な條件である生産擴張計畫にも支障を來さしめるに違いない。云わばスウェーデンの「長期計畫」の成否は一方では先に述べた生産増に、他方では經濟の安定性（物價水準の安定、所得水準の安定）にかかつていると云えよう。従つて、國民經濟の立場から農業に要求されるのは、食料輸入を阻止し且つ消費水準を高めるに足る生産量の増大と、國內物價水準を上昇せしめざる如き價格の維持乃至低減であり、しかもそれを農業所得の低下なしに達成することである。（スウェーデンにおいて農産物價格政策は實は農場所得政策としての内容を持つてゐるが、ここでは觸れない。）これは、先にも觸れた如く、「他の條件にして等しき限り」、即ち、スウェーデン農業の生産性に變化なき限り、先ず不可能なことは想像に難くない。前節に見ることく農業の「合理化」が農業政策の主要な項目とされるのは、單に生産性の増大が常に望ましいからというだけのことではなくて、「長期計畫」の遂行そのものに關連する重要な

契機として取上げられるからであるといえよう。

三

このように農業政策のうちに基本的な位置を占める生産性の上昇を、此處では如何なる方法を以つて達成しようとしているか。第一節に見られる要約では、かかる「合理化」の方法は、一は技術水準の上昇であり、他は農場の適正規模化であるとされているようであり、しかも所得政策としての意味も含めて後者に相當の比重がかけられているように窺われる。此處で問題は農民層の存在形態として——「農場の大部分は十分な生活を維持するに足る生産を行なうには餘りにも小規模且つ非能率である」と云われる、スウェーデン農業の擔當者たる農民層の構造として——提出されていると云えよう。スウェーデン農業のかかる側面について後述の數字を見出すことは出来なかつたが、Family Farm Policy, Ed. by J. Ackerman & M. Harris, Univ. of Chicago Press, 1947. pp. 219~242 所載の The Pattern of Land Tenure in Sweden, by Rudolf Freund のうちに「戦前の調査による比較的詳細な數字が見られるので、以下ではそのうちの、一、二について問題の所在を探つて見よう。

スウェーデンの總地積九八百萬エーカーのうち農場用地となつてゐるもの約五〇百萬エーカー、しかも農場用地の四分の三（七七％）は森林其他であり、牧地を除けば、耕地はその五分の一にも満たない（第四表）。このような事情は地帶別に差があつて、同表に示

第4表 土 地 利 用：1932（単位：1,000 エーカー）

土地区分	總地積	農 場 用 地				
		全 土	低 地 帯	森 林 地 谷 地	谿 谷 地	北部地帯
耕地	9,283.1	9,188.5	5,209.0	2,827.4	1,152.1	
牧地	2,696.3	2,523.2	661.6	949.1	912.5	
林地	54,963.8	28,761.8	4,607.4	9,806.0	14,348.5	
其他	31,515.4	10,046.0	1,183.5	2,411.6	6,450.9	
計	98,458.6	50,519.5	11,661.5	15,994.1	22,864.0	
農場數 (1,000戸)		428.6	148.7	169.4	110.5	

同 上 比 率 (%)

土地区分	總地積	農 場 用 地				
		全 土	低 地 帯	森 林 地 谷 地	谿 谷 地	北部地帯
耕地	9.4	18.2	44.7	17.7	5.0	
牧地	2.8	5.0	5.7	5.9	4.2	
林地	55.8	59.9	39.4	61.4	62.6	
其他	32.0	19.9	10.3	15.0	28.2	
計	100	100	100	100	100	

(Family Farm Policy, pp.220, 222. Tab. 1, 2, より)

す如く中南部の低地地帯では耕地は農場面積の四五%を占めているが、中南部の森林谿谷地帯では一八%、北部に至つては僅かに五%を占めるにすぎない。このような數字によつて窺われる自然條件の下に約四三萬の農場が農業生産にあつてゐる。これから逆算して、スエーデン全體としての一農場當り平均耕地面積は二一・五エーカーにすぎない。スエーデンで農場家族を維持するに足る耕地規模が少なくとも二五エーカーといわれることを思えば、決して土地が豊富であるとはいひ得まい。しかも、スエーデンはよく「家族農場の國」といわれるが、事實は必ずしもそうとは云えぬようである。第五表を見よ。全農家の半數以上(五五・五%)は農場經營のみでは生活し得ぬ Part timer である。更に四四%を占める「家族農場」も、その大部分は一二・五乃至五〇エーカーの「小農場」である。スエーデンにおいて、農場主とその家族を完全に雇傭し且つ相當な所得を得るためには少なくとも三七乃至五〇エーカーの耕地が必要であると云われ、又、經驗的に耕地二五エーカー以下では生計は困難であると云われているが、「小農場」の平均耕地規模が二四・九エーカーである所を見れば、この層のほぼ半數は、二五乃至五〇エーカーという「典型的」家族農場(第一節參照)たる條件を満たしていないものと考えてよからう。とすれば、スエーデンの農場の約七四%は自立家族經營とは云ひ得ないことになる。が、耕地面積から云えば、この七四%の農場の占める面積は三〇%に満たず、残る七〇%餘のうち、五〇%は小・中家族農場によつて、更に二〇%が勞働力

第5表 經營階層別戸數及耕地：1932

耕地規模による經營階層	農 場 數		農 場 用 地		耕 地	
	1,000戸	%	1,000 エーカー	%	1,000 エーカー	%
A. Part time (0.6~ 12.4) エーカー	237.7	55.5	17,838.3	35.4	1,398.5	15.2
B. 専業農場(12.5~244.9)	(185.5)	(43.9)	(29,420.0)	(58.2)	(6,818.2)	(74.2)
1. 小農場(12.5~ 49.9)	155.4	36.2	20,851.9	41.3	3,875.4	42.2
2. 中農場(50~124.9)	28.0	6.5	5,754.0	11.3	2,080.9	22.6
3. 大農場(125~244.9)	5.1	1.2	2,814.1	5.6	861.9	9.4
C. 貴族農場	2.4	0.6	3,293.1	6.5	975.6	10.6
計	428.6	100.0	50,551.4	100.0	9,192.3	100.0

Family Farm Policy, p. 224. (Tab. 4) より。

海外ノート ヴ スエーデン農業政策の周邊

の半數以上を雇
傭する「大農場」
と貴族農場によ
つて占められて
いる。

このような
事態は、地帯
別の考察を加
えることによ
つてまた新た
な面を示すよ
うに見える。
表は省略する
が、中南部低
地地帯では耕
地二五エーカ
ー以下の農場
が約半數その
占める耕地が
約一五%と推
計されるのに
對し、中南部
森林地帯では

三〇四

農場數の約八〇%耕地の約四五%、更に北部では農場數の約九
〇%が二五エーカー以下の農場であり、しかも耕地の七〇%以
上がこれらによつて占められていると推計されるかの如くであ
る。ここでは「非經濟的な規模の農場」の問題は地方的な問題
として——いわば「北部農業問題」として——あらわれるか
にも見える。が、この點は、各地帯別の經營方式の内容其の他を
見なければ正確な理解は不可能であるが、これについては充分
な知識を得られなかつた。ただ、森林地帯、北部等に於て農業
經營としても林地の持つ意味が大きいこと、更に林業其の他の
兼業農家が多いこと、従つて、農家所得は單に農業所得のみか
ら成るものでないことは注意されねばならぬ。

「農場の大部分は餘りにも小規模且つ非能率である」という立言
はこの數字によつて裏書きされる。そして農業計畫のうちに含め
られる農業の「合理化」の中心と見られる農場規模の適正化はか
かる層を對象とする。このことが小規模農場層の所得を經營條件
の改善によつて安定せしめるための方策としては望ましいことは
云うまでもない。が、スエーデンの全農場について一農場當りの
平均耕地規模が二・五エーカーであり、更に、増産計畫に耕地
擴張が考慮されていないところから見ても一應耕地の外延的擴大が
不可能であると假定するならば、小規模農場の適正規模化は、中
・大經營の縮小を伴わざるを得ないようにも見えるが、それも亦
望ましいとされるであらうか。それとも、農場總數の幾分かの農
業外への排出が意圖されるのであらうか。即ち、換言すれば、經

濟計畫の條件として要求される農業の「合理化」が果してスエーデン農民層の平準化を來なすのか、それとも農民層の分解を促進するの、という問題である。

しかし、以上の考察は一九三二年の數字に據つてのものであり十數年を経過した今日とは格段の差異がありうる。

スエーデンでかかる問題がどのように解決されるかは、統一的な農業政策がまだ緒についたにすぎぬ現在よりは、むしろ今後の経過のうちに求められよう。が、現在小規模農場の集團農場化、更に機械力の導入等々が傳えられることは、その規模内容を詳かにはしないが、一つの解決の方向を示してはいないであらうか。

以上極わめて大雑把にスエーデンの戦後農業政策の一、二の側面に觸れて見たが、きわめて重要な諸點を觸れ残している。たとえば、國際的視野におけるスエーデン農業の生産性の高さ、所得水準乃至生活水準の高さ、等々の面や、又一方では農地貸借關係の側面についても、此處では論及出來なかつた。

ついでながらスエーデンの長期經濟計畫の進行狀況に觸れるならば、それが極めて順調に進行しているのは次の數字から窺えよう。ポンド切下にほぼ相應するクローネの減價（弗當り三・六クローネから五・一八クローネ）、そして輸出價格指數の低下、輸入價格指數の上昇（一九五〇年第一四半期には一九四八年基準で夫々九四及び一一三）等にも拘わらず、卸賣物價は一九五〇年一月までの一年間に僅か一%の増加を見せたにすぎず、また生計費指數も

僅かな上昇を示したにすぎない（一九三五年基準で一九四九年第一四半期に一六六から一九五〇年第一四半期に一六七）。更に、國內總生産は一九四八年から四九年までにはほぼ三・五%の増加を見せ、一九五〇年には更に二・五%の増加が豫想されると云われる。そして國際收支の面でも、一九四八年から四九年までに、一七%の輸入減一四・五%の輸出増によつて、一九四八年の四七六百萬クローネの入超は、四九年には四二六百萬クローネの受取勘定に變つてゐる。（Organisation for European Economic Co-operation; Internal Financial Stability in Member Countries, Paris, 1950. 特々 pp. 104—108）

（研究員）